

様式第1号（第5条の2関係）

(1) 歩行困難者以外使用車両用

(表)

	第	号
	年	日
	月	
通 行 禁 止 (一方通行を除く。)除外指定車 駐 車 禁 止		
車両登録番号	_____	使用中
運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり 有効期限	年 月 日まで	
		秋田県公安委員会 印

(裏)

注意事項
1 この標章は、秋田県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
次のような駐車はできません。
① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）
② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。
4 現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。
5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。
(1) 有効期限が経過したとき。
(2) 標章交付申請書に記載した理由がなくなったとき。
(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。
被交付者等
住所
氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

(2) 歩行困難者使用車両用

(表)

第 年	月	号 日
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 <u>歩行困難者使用中</u>		
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両		
運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり		
有効期限 年 月 日まで		
秋田県公安委員会 印		

(裏)

注意事項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 次のような駐車はできません。	
<ul style="list-style-type: none">① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。	
4 現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。	
5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。 <ul style="list-style-type: none">(1) 有効期限が経過したとき。(2) 標章交付申請書に記載した理由がなくなったとき。(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。	
被交付者等 住所	氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

様式第2号（第5条の3関係）

年 月 日

通行禁止（一方通行を除く。）
 駐 車 禁 止 除外指定車標章交付申請書

秋田県公安委員会殿

申請者 住 所
 氏 名

事業所等の所在地	電話番号		
事業所等の名称及び責任者		主たる運転者	
除外を受けようとする車両	車両登録番号	使用者	
除外を受けようとする区域又は区間			
除外を必要とする理由		除外区別	
備 考			
調 査 復 命 書 年 月 日 警察署長 殿 警察署 調査者 ㊟			
調 査 者 意 見			
備 考			

様式第3号（第5条の5関係）

（表）

番号 _____
通行禁止 道路通行許可車 歩行者用
車両登録番号 _____
許
年 月 日 警察署長 印

（裏）

主たる運転者の氏名 _____
許可する区域（道路）の区間 _____
有効期限 _____年 月 日まで
注意事項
別記のとおり

備考

1 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横7.5センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は、青色とする。

別記

1 この標章は、許可車両により許可道路を通行する場合のみ有効である。

2 許可道路を通行するときは、自動車の前面の見やすい箇所にこの標章を掲示すること。

3 許可道路は、歩行者優先道路であるから、歩行者に注意し、徐行すること。

4 現場警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

5 この標章を他人に貸したり、又は譲ったりしないこと。

6 有効期限を経過し、又は許可内容に変更を生じたときは、速やかに返納すること。

7 この標章を紛失し、又は滅失したときは、原則として再交付しない。

8 上記事項を守らないときは、許可を取り消すことがある。

様式第4号（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

<p>〔緊急自動車〕・〔指定申請書〕 〔道路維持作業用自動車〕・〔届出書〕</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">〔申請者〕 住 所 〔届出者〕 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の〕 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>			
用 途			
自動車を使用 する者	住 所		
	氏 名		
申請自動車	種 類		車 名
	型 式		登録番号又 は車両番号
自動車の使用 の本拠	位 置		
	名 称		
備考			

（注）登録されている自動車は、自動車検査証の写し1通を添付すること。

様式第5号（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

秋田県公安委員会第 号 (緊急自動車) ・ (指定証) (道路維持作業用自動車) (届出確認証) <div style="text-align: right;"> 年 月 日 秋田県公安委員会 印 </div>				
用		途		
自動車を使用 する者の住 所及び氏名	住	所		
	職・氏名			
自 動 車	車	種	車	名
	型	式	型	年式
	定	員	人	塗
	サイレン の	数	個	警光灯黄色 の灯火の数
自動車の使用 の本拠の位 置、名称				
備考				

11cm

15cm

第6号（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

<p>〔緊急自動車〕・〔指定証届〕記載事項変更届 〔道路維持作業用自動車〕〔出確認証〕</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、主たる事務所の〕 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>		
指定証届出 確認証	交付年月日	
	番 号	
用 途		
変更した 事 項	新	
	旧	
備考		

様式第7号（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

〔緊急自動車〕・〔指定証〕再交付申請書 〔道路維持作業用自動車〕 〔届出確認証〕		
年 月 日		
秋田県公安委員会 殿		
申請者 住所 氏 名		
〔法人にあつては、主たる事務所の〕 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕		
再交付申請の理由		
指届 出 定確 認 証証	交付年月日	
	番 号	
〔〔届指出定〕〕 に 係 る 自 動 車	用 途	
	種 類	
	車 名	
	型 式	
	登 録 番 号	
	車 両 番 号	
備考		

様式第8号 (第7条関係)

駐 車 許 可 申 請 書			
年 月 日			
警察署長 殿			
申請者 住 所 職・氏名			
車 種		車両登録 番 号	
期 間 時 刻			
場 所			
理 由			
許可証 第 号			
上記の駐車を許可する。			
条件			
年 月 日			
警察署長 印			

(注) 車両、日時、場所等が複数にわたる場合は別紙とすることができる。

指令秋公委第 号
年 月 日

放置違反金納付命令書

殿

秋田県公安委員会 図

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により次の納付の期限までに納付してください。

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	納付書記載の金融機関
納付命令の理由	<p>あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <p><input type="radio"/> 違反日時</p> <p><input type="radio"/> 違反場所</p> <p><input type="radio"/> 違反車両番号</p> <p><input type="radio"/> 違反態様</p>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

様式第8号の3 (第7条の2の2関係)

秋公委交指第 号

放置違反金納付命令公示送達書

道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者に対し命令しますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、放置違反金納付命令書は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

送達する書類の名称	氏 名 (名 称)	摘 要

(注) 道路交通法第51条の4第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例によるもので、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の送達があったものとみなされます。

秋公委交指第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

殿

秋田県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

理 由	
-----	--

（表）

秋公委交指第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消兼還付通知書

殿

秋田県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている次の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

理 由	
金 額	

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

放置違反金還付請求書に日付、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、押印するとともに、金融機関に関する必要事項を記入し、送付してください。

1 口座振込みの記載方法

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局の口座に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者御本人の口座に限ります。）。手続終了後「振込通知書」を送付します。

2 振込先金融機関がない場合は、次の照会先まで連絡してください。

照 会 先

様式第8号の6（第7条の4関係）（表）

秋公委交指第 号 年 月 日
弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 殿
秋田県公安委員会 印
あなたの使用する車両について、当公安委員会は、1(1)のとおり、放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。この事案について弁明をしたいときは、1(2)により文書（弁明書）を当公安委員会あて提出してください。
<u>なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。また、弁明書を提出せずに早期に手続を終結させたい方は、2により仮納付をすることができます。</u>
この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。
※ このお知らせは、道路交通法第51条の4第6項及び第9項の規定に基づくものです。
1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等及び弁明書の提出方法
<p>(1) 放置違反金の納付命令の原因となる事実、予定される納付命令の内容等</p> <p>ア 放置違反金の納付命令の原因となる事実 あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 違反日時○ 違反場所○ 違反車両番号○ 違反態様 <p>イ 納付命令の根拠となる法令の条項 道路交通法第51条の4第4項</p> <p>ウ 予定される納付命令の内容 金 円の放置違反金の納付命令</p>
※ 車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い 上記の違反について、あなたに対し当公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して当公安委員会から納付命令が行われることはありません。
なお、行き違い等により、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。

(2) 弁明書の提出方法

- ア 弁明の件名
放置違反金の納付命令に関する件 (第 — — — 号)
- イ 弁明書の提出先
秋田県秋田市山王4丁目1番5号
秋田県公安委員会 (交通指導課駐車対策室担当)
- ウ 弁明書の提出期限
年 月 日 (必着)
- エ 弁明書の記載事項
弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先 (昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名 (番号も必ず記載してください。) 及び内容を記載し、提出してください。
- オ 資料の提出等
弁明をする時は、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の内容を裏付ける資料があれば、添付してください。
なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 仮納付による手続の終結

(1) 仮納付制度の概要

- ア 仮納付は、都道府県公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を都道府県公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。
この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であるかどうか確認した上で、(2)ウの場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。
これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません (道路交通法第51条の4第10項及び第11項)。
- イ あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます (道路交通法第51条の4第12項)。

(2) 仮納付の場所、方法及び公示による納付命令の場所

- ア 仮納付の場所は、別紙に記載している金融機関です。
- イ 仮納付は、同封の納入通知書に仮納付の金額を添えて行ってください。
納入通知書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。
- ウ 公示による納付命令の場所
秋田県公安委員会の掲示板 (秋田県秋田市山王4丁目1番5号所在)
- エ 公示による納付命令は、氏名ではなく、次の弁明通知書の番号をウの掲示板に表示することにより行います。
※ この弁明通知書の番号 第 — — — 号

照 会 先

--

秋公委交指第 号

弁明通知公示送達書

放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の
機会の付与を、次のとおり行いますので、同条第7項の規定により通知します。

なお、道路交通法第51条の4第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、
秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受
ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 弁明書の提出先
- 2 弁明書の提出期限
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与 を受ける者の氏名	弁 明 の 件 名

(注) 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算し
て2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

(表)

秋公委交指第 号	
年 月 日	
仮納付金返還通知書	
殿	
秋田県公安委員会 印	
<p>あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった放置違反金の納付命令に関する件(第 号)については、次の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった次の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。</p>	
理 由	
金 額	

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

仮納付金返還請求書に日付、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、押印するとともに、金融機関に関する必要事項を記入し、送付してください。

1 口座振込みの記載方法

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局の口座に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者御本人の口座に限ります。）。手続終了後「振込通知書」を送付します。

2 振込先金融機関がない場合は、次の照会先まで連絡してください。

照 会 先

指令秋公委第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 団

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

次の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

弁明通知書の番号	放 置 違 反 金	延 滞 金
号	円	円
		年 月 日までの額

指定納付期限	年 月 日まで
納 付 場 所	納付書記載のとおり

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先

(裏)

延 滞 金 に つ い て

納付の期限までに放置違反金を納めなかった場合には、当該放置違反金につき、年14.5パーセントの割合で、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数によって計算した延滞金を納めなければなりません。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てになります。また、督促状を発した日の翌日から起算して10日を経過した日までに納付しない場合は、財産の差押えが行われます。

様式第8号の10（第7条の8関係）

秋公指第 号
年 月 日

督促状公示送達書

道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者に対し命令しますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、督促状は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日
秋田県公安委員会 印

送達する書類の名称	氏名(名称)	適用

(注) 道路交通法第51条の4第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例によるもので、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の送達があったものとみなされます。

第 号	徴 収 職 員 証	
秋田県警察職員		写 真
所属名		
氏 名		押 出 し ス タ ンプ
年 月 日交付		
秋田県公安委員会		

備考 用紙の大きさは、縦5センチメートル、横8センチメートルとする。

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

身 上 調 査 照 会 書

本籍又は住所	
(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

道路交通法第51条の4の規定の施行のため必要がありますので、上記の者について、別紙により回答してください。

- 1 調査事項に多少の相違があっても該当すると思われる場合には、上記に準じて調査願います。
- 2 転籍（転居）している場合には該当する市区町村長に回送を、在籍（居住）していない場合にはその旨を記入してください。
- 3 戸籍謄本及び戸籍附票を送付してください。

照会公安委員会 の所在地			
担 当 者 の 課 ・ 係 氏 名		担当者印	
電 話 番 号			

別紙

身上調査照会回答書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

市区町村長 閣

年 月 日付け身上調査照会について、次のとおり回答します。

※本籍又は住所			
(ふりがな) ※氏 名			
※生 年 月 日	年 月 日生		
上記のうち訂正すべき事項			
本籍又は住所			
所在調査の参考となる事項 (前住所など)			
備 考			
※照会公安委員会担当者印		市区町村取扱担当者印	

(注) ※印欄は、照会公安委員会担当者が記入します。

様式第8号の13 (第7条の12関係)

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

車 両 使 用 者 等 照 会 書

道路交通法第51条の4の規定の施行のため必要がありますので、次の車両番号
(標識番号) について別紙により回答してください。

番 号	車 両 番 号 (標識番号)

照会公安委員会の所在地	
担 当 者 の 課・係 氏 名	
電 話 番 号	

印

別紙

車 両 使 用 者 等 回 答 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

市区町村長 閣

年 月 日付け秋公委交指第 号の車両使用者照会の依頼について、別添のとおり回答します。

※照会公安委員会担当者印		市区町村取扱担当者印	
--------------	--	------------	--

別添

番号	車両番号 (標識番号)	使用者の氏名(名称)・住所(所在地)・電話番号	所有者との 異同	車名(通称名)・車台番号	主 な 定 置 場	届 出 年 月 日
		(フリガナ) ----- 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	

(注) 1 回答に当たって軽自動車税申告(報告)書等の謄本等を添付した場合は、当該謄本等により判明している欄については記載を要しません。

2 車台番号はハイフン(—)記号についても記載願います。

様式第8号の14 (第7条の13関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	第 号

登録(登録更新)申請書

道路交通法第51条の8第2項の規定により登録
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
の申請をします。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の 所 在 地	電話番号 — —
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他()
(ふりがな) 代表者の氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録(更新)通知書に記載されている登録 (更新)年月日	年 月 日登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※添 付 書 類	[法人関係] <input type="checkbox"/> 定款、寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名 簿 <input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名 以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	[各役員関係] <input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台 帳法(昭和四十二年法律第八 十一号)第七条第五号に掲げ る事項(外国人にあっては、 同法第三十条の四十五に規定 する国籍等)が記載されたも のに限る。) <input type="checkbox"/> 診断書
-------------------	--	---

備考 ※印欄には、記載しないこと。

様式第8号の15（第7条の13関係）

役員名簿

(ふりがな) 法人名称					所在地		
番号	役職名	氏名	生	年	月	日	住 所
1			年	月	日生		
2			年	月	日生		
3			年	月	日生		
4			年	月	日生		
5			年	月	日生		
6			年	月	日生		
7			年	月	日生		
8			年	月	日生		
9			年	月	日生		
10			年	月	日生		
11			年	月	日生		
12			年	月	日生		
13			年	月	日生		
14			年	月	日生		
15			年	月	日生		
16			年	月	日生		
17			年	月	日生		
18			年	月	日生		
19			年	月	日生		
20			年	月	日生		

- 備考 1 番号1の欄には、代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

診 断 書

住 所
氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
 - 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨
- を診断します。

年 月 日

病院の所在地
病院の名称
医師の氏名

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - （1） 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （2） 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - （3） 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - （5） アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - （6） 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

様式第8号の19（第7条の14関係）

登 録 簿

（ ）

登録番号	法 人 名 称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	登録（更新）年月日	備 考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

（注）備考欄には、登録の取消し又は登録の変更後の内容を記載すること。

秋公委交指第 号

登録（登録更新）通知書

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 殿

道路交通法第51条の8第1項の登録を行い、次のとおり登録簿に記載した
第6項の登録の更新

ので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登録番号	第 号

年 月 日

秋田県公安委員会 印

（注）登録の更新は、有効期限の3月前から2月前までの間に申請してください。

指令秋公委第 号

登録（登録更新）申請に関する通知書

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項の登録の申請
第6項の登録の更新
については、次の理由により登録（登録を更新）しないこととしたので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

指令秋公委第 号

登録取消処分通知書

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号・第 号）を取り消したので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

(表)

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	
※修了証明書交付年月日	年 月 日
※修 了 証 明 書 番 号	第 号

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 込 者	本 籍			
	住 所	郵便番号	—	
		電話番号	—	— (自宅・携帯)
	(ふりがな)		性 別	写 真
	氏 名		男・女	
	生 年 月 日	年 月 日	生	
勤務先その他の 連絡先	電話番号	—	—	
受 講 希 望 日	年 月 日			

実 施	※受 講 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※修了考查の結果	合・否
	(修了考查)			
	※受 講 場 所			
	※受 講 番 号			

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第8号の24 (第7条の18関係)

受講番号	
------	--

駐車監視員資格者講習受講票

(ふりがな)

氏 名 (男・女)

生 年 月 日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	各日 時 分から 時 分まで	
① 講 習 日	年 月 日 時 分開始	
② 講 習 日	年 月 日 時 分開始	
③ 考 査 日	年 月 日 時 分開始	
場 所 (略 図)		

様式第8号の25（第7条の19関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※証明書再交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申	本 籍		
	住 所	郵便番号 —	
請		電話番号 — —	(自宅・携帯)
	(ふりがな)		性
	氏 名		別 男・女
者	生 年 月 日	年 月 日生	
	勤 務 先		
		電話番号 — —	
証 明 書	番 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日	
再交付を申請する事由			

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の事由を記載すること。
 - 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（表）

	※受理年月日	年 月 日
	※受理番号	
	※認定年月日	年 月 日
	※認定書番号	第 号

認 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 請 者	本 籍			
	住 所	郵便番号	—	
		電話番号	— —	（自宅・携帯）
	(ふりがな)			写 真
	氏 名	性 別	男・女	
	生 年 月 日	年 月 日	生	
勤務先その他の連絡先	電話番号	— —		

実 施	※認定検査日	年 月 日	※認定検査の結果	合・否
	※受験場所			
	※受験番号			

- 備考
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

駐車監視員資格者認定に関する通知書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

照 会 先

受 検 番 号	
---------	--

駐車監視員資格者認定考査受検票

(ふりがな)

氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	時 分から 時 分まで	
認 定 考 査 日	年 月 日 時 分開始	
場 所 (略 図)		

様式第8号の29（第7条の23関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	第 号

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 請 者	本 籍			
	住 所	郵便番号	—	
		電話番号	—	— (自宅・携帯)
	(ふ り が な)		性 別	写 真
	氏 名		男・女	
	生 年 月 日		年 月 日生	
勤務先その他の連絡先	電話番号	—	—	
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		

※添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 誓約書
	<input type="checkbox"/> 写真2枚（うち一枚は、はり付ける。）

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

住 所
氏 名

㊟

様式第8号の31（第7条の24関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿

氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付の申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第8号の33（第7条の26関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申	本 籍			
	住 所	郵便番号	—	
請		電話番号	—	— (自宅・携帯)
	(ふりがな)	-----		写 真
	氏 名	性 別	男・女	
	生 年 月 日	年 月 日	生	
勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電話番号	—	—	
資 格 者 証	資 格 者 証 番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
書 換 え 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 書換え交付を申請する事由欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 - 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号の34（第7条の27関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申請者	本籍			
	住所	郵便番号	—	
		電話番号	—	— (自宅・携帯)
	(ふりがな)	-----		写真
	氏名	性別	男・女	
	生年月日	年 月 日	日生	
勤務先その他の連絡先	電話番号	—	—	
資格者証	資格者証番号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する事由				

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の事由を記載すること。
 - 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

住 所

氏 名 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第号）の返納を命じます。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第9号（第11条の2関係）

※整理番号
(安管一)

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任・(解任)
届出事項を変更 したので、届け出ます。

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号 一 一)
(ファックス番号 一)

選任年月日	年 月 日		使 用 の 本 拠	名 称	
安全運転管理者 の 氏 名	(ふりがな)			位 置	
資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	年 月 日 (歳)	3 公安委員会 の認定	業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
	運 転 の 管 理 経 験				

職務上の地位					使用の本拠における自動車の台数・運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計	
安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許の種類						大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽					
	免許年月日																			
	免許番号																			
	交付年月日																			
安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤 隔日 その他()				運転者数	免許種別	大 一 種	中 一 種	中 二 種	準 中 型	普 通 一 種	普 通 二 種	大 一 種	大 特 二 種	大 自 二	普 自 二	小 特	計	
	副安全管理者の有無	有(名) 無					専従													
安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	職名			前安全運転管理者	予備													
	自 . . . 至 . . .						解任日	年 月 日												
	自 . . . 至 . . .						氏名													
	自 . . . 至 . . .				解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()													
	自 . . . 至 . . .																			
	自 . . . 至 . . .																			
備考																				

様式第10号（第11条の2関係）

※整理番号
 (安管—)
 (副安管—)

副安全運転管理者に関する届出書

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

副安全運転管理者を選任・(解任)
 届出事項を 変更 したので、届け出ます。

住 所
 氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕
 (電話番号 — —)
 (ファックス番号 —)

選任年月日	年 月 日			使 用 の 本 拠	名 称	
副安全運転管理 者の氏名	(ふりがな)				位 置	
資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	年 月 日 (歳)			業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他

職務上の地位					使用の本拠における自動車の台数・運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計	
副安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許の種類						大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽					
	免許年月日																			
	免許番号																			
	交付年月日																			
	交付公安委員会																			
副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤 隔日 その他()				運転者数	免許種別	大 一 種	中 一 種	中 二 種	準 中 型	普 通 一 種	普 通 二 種	大 特 一 種	大 特 二 種	大 自 二	普 自 二	小 特	計	
	副安全管理者の有無	有() 無					専従													
副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	職名			前副安全運転管理者	予備													
	自 . . 至 . .						解任日	年 月 日												
	自 . . 至 . .				氏名															
	自 . . 至 . .				解任理由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()													
	自 . . 至 . .																			
	自 . . 至 . .																			
	自 . . 至 . .																			
備考																				

様式第11号（第11条の2関係）

職 務 経 歴 書

住 所			
氏 名	年 月 日生		
安全運転管理 に従事した 勤務期間	勤務先の名称又は氏名	勤 務 上 の 地 位	安全運転管理の具体的内容
年 月 年 月			
年 月 年 月			
年 月 年 月			
年 月 年 月			
上記のとおり相違ないことを証明する。			

様式第12号 削除

様式第13号 削除

様式第14号（第11条の3関係）

		指令秋公委第 号 年 月 日
使用者 氏 名 殿		秋田県公安委員会
安全運転管理者（副安全運転管理者）解任命令書		
道路交通法第74条の3第6項の規定により下記の安全運転管理者（副安全運転管理者）の解任を命じます。		
記		
解任すべき安全運転管理者（副安全運転管理者）	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	勤 務 先	
解任を命ずる理由		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

様式第15号（第11条の4関係）

秋公委指令第 年 月 日		自動車の使用 氏 名 殿	
		秋 田 県 公 安 委 員 会	
安全運転管理者業務に関する是正措置命令書 道路交通法第74条の3第8項の規定により、安全運転管理者業務に関して是正措置をとるよう命じます。			
記			
選 任 事 業 所	安 全 運 転 管 理 者 等	事業所名	
		営業所の所在地	
		自動車の使用者 (代表者)	役職 氏名 生年月日 年 月 日 (歳)
是 正 す べ き 事 項		<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

報告・資料の提出命令書

道路交通法第75条の2の2第1項（第75条の2の2第2項）の規定により、自動車の安全な運転に必要な業務（駐車に関する自動車の適正な使用）の推進を図るため必要があるので、次の報告及び資料の提出を命じます。

自動車使用の本拠の位置及び名称	
報告及び資料の提出を命ずる内容	
提出期限	年 月 日まで
提出を命ずる理由	

様式第17号（第14条関係）

措 置 命 令 書	
住 所	指令 第 号 年 月 日
殿	警察署長 印
<p>道路交通法第81条第1項の規定に基づき、 年 月 日 時まで に次の措置をとることを命じます。</p> <p>なお、指定の日時までには措置をしない場合は、処罰されます。</p>	
工作物、物件、 工事又は作業 の 場 所	
同 上 の 名 称	
措 置 事 項	
措 置 を 命 ず る 理 由	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p> なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p> なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第18号（第15条関係）

措 置 命 令 書	
住 所	指令 第 _____ 号 年 月 日
殿	警察署長 印
<p>道路交通法第82条第1項の規定に基づき、 _____ 年 月 日 時までに次の措置をとることを命じます。</p> <p>なお、指定の日時までには措置をしない場合は、処罰されます。</p>	
工作物等の所在場所	
同上の名称	
措置事項	
措置を命ずる理由	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第18号の3 (第15条の5関係)

県内	住所	氏名	住+氏	県外	住所	住+氏	生年月日
	51	52	53		A1	A3	50

運転経歴証明書記載事項変更届

秋田県公安委員会 様		届出日	年 月 日
変更した事項	フリガナ	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	氏名		
	住所	秋田県	
	電話番号	自宅又は携帯 — —	

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

〔経歴証明書の写し〕

登録年月日		登録番号		受理	
				受理番号	

呼 び 名			年 月 日生
氏 名			
本 籍			
住 所			
交 付	年 月 日		
平 成	成		
免 許	の		
条 件	等		
番 号	第	号	
二 小 原	年 月 日	種	
そ の 他	年 月 日	類	
二 種	年 月 日		

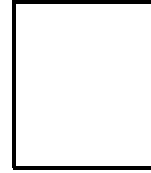
様式第18号の4 (第15条の5関係)

資料	再	県	住所	氏名	住+氏	県	住所	住+氏
区分	36-B 9	内	51	52	53	外	A 1	A 3

運転経歴証明書再交付申請書

秋田県公安委員会 様 申請日 年 月 日

フリガナ	電話番号 (自宅又は携帯)				
氏名	— —				
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	性別	男	女
住所					



※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

申請の理由	<input type="checkbox"/> 旧経歴証明書からの切替 <input type="checkbox"/> 亡失・汚損等のため(裏面にも記載)				
経歴証明書番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
交付年月日	年 月 日	照会番号	<input type="text"/>	初回交付年月日	年 月 日

〔旧経歴証明書の写し(切替の場合)〕

本人確認した書類等	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()				
受付場所	センター・署	登録年月日 (新交付年月日)		登録番号 (新照会番号)	

呼び名					
氏名					
本籍					
住所					
交付	年 月 日				
平成	成				
免条	許				
号	の				
番	等				
二	号	第	号		
小		年	月	日	種
原		年	月	日	類
他		年	月	日	
種		年	月	日	

(裏面)

運転経歴証明書亡失・滅失・盗難てん末書

秋田県公安委員会 様

年 月 日

※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

住 所	秋田県					
氏 名		生年月日	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	
亡失・滅失 年月日時	年 月 日	午前・午後	時頃から 時頃までの間			
亡失・滅失の 場所(区間等)						
亡失・滅失 盗難の状況						
警察署への届出	届出	有・無	届 出 年 月 日	年 月 日	届出先	
過去3か月以内 の違反等	違反名 () 人身事故歴					回
過去1年以内の 再交付回数	0回	1回	2回	3回	4回以上	
再交付の理由については、記載の事実間違いありません。 なお、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、旧運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。 氏 名 印						
担 当 者	階級	氏 名				印

再交付の運転経歴証明書を受領しました。

年 月 日 午前・後 時 分

氏 名

様式第19号（第16条関係）

（1）安全運転管理者用

<p>受 講 証 明 書</p> <p>氏 名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者の講習を受講したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p>
--

（2）副安全運転管理者用

<p>受 講 証 明 書</p> <p>氏 名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる副安全運転管理者の講習を受講したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p>

様式第20号（第16条の2関係）

<p>取消処分者講習申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。</p>	
本籍	
生年月日	
免許欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 ん 型 型 通 特 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二
取消時の公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	四 二 原 輪 輪 付
※講習日	年 月 日
※講習場所	

備考 ※印欄には、記入しないこと。

様式第21号（第16条の2関係）

第	号	写 真
		貼 付
		押出し
		スタンプ
取消処分者講習終了証明書		
住 所		
氏 名		
		年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。		
		年 月 日
		実施機関 印

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第22号（第16条の2関係）

<p>取消処分者講習終了証明書再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>取消処分者講習修了証明書を紛失したので、再交付して下さるよう申請します。</p>	
生 年 月 日	
受講日及び 受 講 場 所	年 月 日
備 考	

講 習 申 出 書

年 月 日

秋田県公安委員会殿

住 所
氏 名

道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けたいので申し出ます。

様式第24号（第16条の3関係）

運転免許停止（保留）期間短縮通知書

年 月 日

道路交通法第90条第12項（第103条第10項）の規定に基づき、上記の停止（保留）期間を 日短縮し、 年 月 日までの停止としたので通知する。

秋田県警察本部長 印

（備考） この様式は道路交通法施行規則に定める様式と併用する。

受 講 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

4号 大型・中型・準中型・普通車講
5号に掲げる大型二輪・普通二輪車講
7号 大型二種・中型二種・普通二種講
8号 応急救護処置講

習
習
習
習
習を受けたいので、申請します。

住 所
氏 名

原 付 講 習 申 出 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

写真添付

3 cm×2.4cm

本 籍 _____

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 性別（男・女）

様式第27号（第16条の6関係）

第 号

終 了 証

教習所名

氏 名

生年月日

道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる指定自動車教習所職員講習を終了したことを証する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

初心運転者講習申出書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

免許の種類	
-------	--

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

第 号

初心運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

免許の種類	
-------	--

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者

印

高 齢 者 講 習 等 申 出 書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第12号、第97条の2第1項第3号イに掲げる

高齢者講習 認知機能検査 運転技能検査

を受けたいので、申し出ます。

様式第29号の3（第16条の10関係）

違反者講習申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

第 号

自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号
に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

年 月 日

再 交 付 申 請 書

公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

私は、 年 月 日に において自転車運
転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交
付を申請します。

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

特定任意講習希望日時等申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

道路交通法第108条の2第2項の規定による講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条の規定に定める基準に適合する講習を受けたいので、申請します。

1 特定任意講習希望日時

年 月 日 時から

(※ 調整後 年 月 日 時から)

2 特定任意講習希望場所

(※ 調整後)

3 特定任意講習受講希望者数

備考 ※印欄には、記入しないこと。

付票

特定任意講習受講(予定)者名簿

番 号	氏 名	生年月日	住 所	免許証の有効期限	※受講の有無	※終了証番号	※備考

備考 ※印欄には、記入しないこと。

特定任意高齢者講習受講申出書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

運転免許に係る講習に関する規則第1条に 定める基準に適合する
講習を受けたいので、申し出ます。

様式第31号（第16条の11関係）

特定任意講習受講申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第2項の規定する講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条の規定に定める基準に適合する講習を受けたいので、申し出ます。

様式第32条（第16条の12関係）

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
秋田県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏 名	
指定講習機関の指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種類別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添付書類	

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。

第	号
指 定 書	
名 称	
所在地	
道路交通法第108条の4第1項の規定による指定講習機関として指定する。	
特定講習の種別	
年 月 日	
秋田県公安委員会 印	

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

運転適性指導員が行う道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習の実効性を確保する必要があるため、同法第108条の8第2項の規定により、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	

※ 詳細は別途連絡

様式第33号の4（第16条の13関係）

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習結果通知書

年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

適第 号により実習生 に対する実務実習の結果については、下記のとおりであるから通知する。

項 目	理 解 度	指 導 力
筆記、口頭に基づく運転適性診断	A B C D E	A B C D E
運転適性検査機材使用による指導	A B C D E	A B C D E
実車、シミュレーターによる指導	A B C D E	A B C D E
(連絡事項)		

※ 「理解度」及び「指導力」の欄の「ABCDE」は、「A」は優秀、「B」は優良、「C」は良好、「D」は普通、「E」は要指導を示す。

若年運転者講習受講申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

第 号

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくは同項第5号、第101条の4第2項、第101条の7第1項又は第108条の32の3第1項第3号イに規定する認知機能検査を実施する者に対する講習を終了したことを証します。

年 月 日

秋田県公安委員会 ㊟

運 転 免 許 取 得 者 等 教 育 の 認 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所
申 請 者
氏名又は名称

申 請 者	ふりがな	
	氏名又は名称	
	住 所	
	ふりがな	
	代表者(法人)	
運転免許取得者等教育 に使用する 施設の名称及び所在地		
運転免許取得者等教育 の課程の区分		
運転免許取得者等教育 の課程の名称		
添 付 書 類		

第 号

認 定 書

名 称

所 在 地

道路交通法第108条の32の2の規定により運転免許取得者等教育を
行う者であることを認定する。

認定内容

運転免許取得者等教育の認定に関する規則

第1条第 号に掲げる課程

年 月 日

秋田県公安委員会 ㊟

指 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 の 認 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所
申 請 者
氏名又は名称

申 請 者	ふりがな	
	氏名又は名称	
	住 所	
	ふりがな	
	代表者(法人)	
運転免許取得者等検査 に使用する 施設の名称及び所在地		
運転免許取得者等検査 の方法の区分		
運転免許取得者等検査 の方法の名称		
添 付 書 類		

第 号

認 定 書

名 称

所 在 地

道路交通法第108条の32の3の規定により運転免許取得者等検査を
行う者であることを認定する。

認定内容

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

第1条第 号に掲げる課程

年 月 日

秋田県公安委員会 ㊟

指 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条（第1項・第2項）第4号の規定による同規則第1条（第1号・第2号）に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第 項第4号の規定により、同規則第1
条第 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うこ
とができる者として指定する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

様式第45号 (第17条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">通 知 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">第 号 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(事業者又は使用者の氏名又は名称) 殿 (監督行政庁の長)</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">秋田県公安委員会 印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記運転者の道路交通法違反は、使用者の業務についてなされたものであると認められるので道路交通法第108条の34の規定により通知します。</p>			
運 転 者	住 所		
	氏 名		年 齢
			歳
運 転 車 両	車 種		
	車 名		
	登録又は 検査番号		
違 反 内 容	日 時	年 月 日 時ころ	
	場 所		
	概 要		